

有効期間満了日 令和12年3月31日
熊地第479号
令和6年12月9日

県民の安全・安心を支える地域警察活動の充実・強化について（通達）

地域警察は、地域の実態を掌握し、常に警戒体制を保持し、全ての警察事象に即応する活動を行うことが求められる。また、県民の安全と安心のよりどころとなり、地域住民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

こうした地域警察活動を充実・強化し、県民の安全・安心を確保するためには、県民に最も身近な警察施設である交番・駐在所の機能をより一層強化していくとともに、地域警察官の頼もしい姿を広く県民に示すことが必要である。

各所属にあっては、下記の事項に十分配意し、地域警察活動の充実・強化に向けた取組を推進されたい。

記

1 地域警察の重要性

地域警察の任務は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第2条第1項において、「地域警察は、地域の実態を掌握して、その実態に即し、かつ、住民の意見及び要望にこたえた活動を行うとともに、市民の日常生活の場において、常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する活動を行い、もって市民の日常生活の安全と平穏を確保することを任務とする。」と規定されている。

このように住民に身近なところで警察の責務全般を担う地域警察が、その責務を果たすことによって、全警察活動が的確に遂行され、良好な治安がもたらされることになる。その意味で、地域警察は治安維持の基盤ということができる。

地域警察の強化は警察全体の強化につながるものであり、このような地域警察の重要性を警察全部門が再認識し、その充実・強化を図る必要がある。

2 治安情勢に対応した交番・駐在所の機能強化

（1）人員等の適切な配置

交番・駐在所における配置人員及び勤務制については、地域警察が地域の実態掌握、常時警戒態勢の保持及び全ての警察事象への即応を任務としていることに配意しつつ、地域の実態に応じて適切に配置すること。

配置人員の見直しに当たっては、地域警察官の安全を確保する観点から、交番・駐在所の取り扱う警察事象や立地環境等に応じ、複数体制を構築するなど適切な職務執行体制を確保するよう努めること。

（2）転用勤務の制限

地域警察部門の配置人員を最適化する中、実際に稼働する人員が想定していた配置人員を下回ることになれば、地域警察の任務の達成や安全確保の観点から支障が生じ

かねないことから、真にやむを得ない場合を除いては、地域警察官を転用勤務に従事させないこと。

地域警察官を転用勤務に従事させる必要がある場合は、治安体制に間隙を生じさせることのないよう慎重に判断の上、規定に基づき適切な処理を行うこと。

(3) 交番等に対する支援機能の充実

交番等勤務員が一時的に不在となる場合については、交番相談員による支援機能を充実させるとともに、警ら用無線自動車による積極的な立ち寄りを実施するなど、来訪者に対する迅速的確な対応を行うことができる体制を確保すること。

(4) 地域住民等の理解の確保

交番・駐在所の運用の見直しに当たっては、地域住民等との連携強化が重要であることから、交番連絡協議会等を通じて地域警察の活動状況に関する地域住民等の意見要望の把握に努めるとともに、地域警察における運用体制について地域住民等に必要な説明を行い、理解を得るように努めること。

3 地域警察官の存在感を示す活動の推進

(1) 通常基本勤務の徹底

警ら、巡回連絡、立番等、通常基本勤務を徹底することによって、地域警察官の存在感を広く県民に示すこと。

(2) 積極的な街頭活動の実施

地域住民からの意見・要望を踏まえた特定区域・時間帯における重点的な警ら、街頭監視、交通指導取締り等、積極的な街頭活動を行い、地域住民の理解や共感を得ること。また、管轄区域内における犯罪や交通事故の発生状況等を分析し、その分析結果に基づき重点的に警ら等を行う地域や時間帯を選定するなど、効果的かつ効率的な街頭活動を行うこと。

(3) 地域住民等との連携強化

交番連絡協議会等の場を通じて、交番等の活動状況に関する地域住民等の意見・要望の把握に努めるとともに、地域の安全に関する情報を提供し、地域住民等との連携を強化すること。

4 地域警察官の安全確保

近年の地域警察官が受傷・殉職した事案の発生状況を踏まえ、これら事案の発生を未然に防ぐため、状況に応じた適切な職務執行体制を確保するとともに、施設及び装備資器材の整備、実戦的な訓練の反復実施、継続的な指導教養等、地域警察官の安全確保のための取組を推進すること。